

(仮称) 旭川市いじめ防止条例骨子案

- * この骨子案は、条例に盛り込む項目を整理して記載しています。
- * 条文の構成や順序、表現などを含め、このまま条例案となるものではありません。

前文

中学校1年生のときにいじめを受けていた市立中学校2年生の女子生徒が、令和3年3月に市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こり、本市では初めてのいじめの重大事態となりました。

本市は、教育委員会及び学校における対応が十分ではなかったとの反省の上に立ち、二度とこのようなことが起こらないよう、これまでの取組を見直すとともに、市が問題の解決に取り組む組織体制を構築するなど、いじめの防止等の対策を抜本的に改めることとしました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、また、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものです。

未来の創り手となる子どもたちは、かけがえのない存在であり、一人一人が尊重され、健やかに成長する権利を有しています。

そのため、教育委員会及び学校が、法に基づくいじめの認知をちゅうちょすることなく行うなど、いじめへの対応を徹底することはもとより、全ての市民が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚していじめの防止等に取り組むことが必要です。

こうした考えの下、ここに、いじめの防止に係る本市の基本理念を明らかにし、いじめから子どもの生命と尊厳を守るための施策を推進するため、本条例を定めるものとします。

1 総則

(1) 目的

- この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、本市におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう。以下同じ。）に係る基本理念を明らかにするとともに、市、市立学校及び保護者の責務、児童生徒の心構え、市民等の役割、いじめの防止等のための施策の基本となる事項等を定め、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現に資することを目的とする。

(2) 定義

- いじめ
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 市
市長及び教育委員会をいう。
- 学校
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、旭川市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
- 市立学校
旭川市立小中学校設置条例（昭和39年旭川市条例第22号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- 児童生徒
市立学校に在籍する児童又は生徒をいう。

- 保護者
親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 市民等
旭川市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び旭川市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- 関係機関
警察その他いじめの防止等に関係する機関、団体等をいう。

2 基本理念

- いじめの防止等の対策は、いじめが、児童生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、他の児童生徒に対して行われるいじめを知っているのを見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行わなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、市立学校、保護者、市民等、関係機関の連携の下、児童生徒の苦痛を積極的に捉え、いじめに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 責務と役割等

(1) 市の責務

- 市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。
- 市は、市立学校、保護者、市民等、関係機関と連携を図り、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- 市は、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り、地域社会全体でいじめの防止等の取組を推進するために、必要な広報その他の啓発を行わなければならない。
- 教育委員会は、市立学校の教職員がいじめの防止等に迅速かつ的確に取り組むための環境を整備しなければならない。

(2) 市立学校の責務

- 市立学校は、当該学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くとともに、保護者、市民等、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。
- 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、適切かつ迅速に対処しなければならない。
- 市立学校は、市が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(3) 保護者の責務

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校又は市に相談するよう努めなければならない。
- 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等の対策に協力するよう努めなければならない。

(4) 児童生徒の心構え

- 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他者と思いやりを持って接するよう努めるものとする。
- 児童生徒は、いじめが人権侵害であり決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止の活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 児童生徒は、いじめを受けた場合やいじめを発見した場合、又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、速やかに、学校、保護者、市、関係機関等に相談するよう努めるものとする。

(5) 市民等の役割

- 市民等は、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、子どもと触れ合う機会を大切にするとともに、児童生徒の生命と尊厳が守られ、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
- 市民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合、速やかに市、学校又は関係機関に相談、通報等を行うよう努めるものとする。

4 いじめ防止基本方針

(1) 市いじめ防止基本方針

- 市は、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、旭川市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。
- 市いじめ防止基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ・ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - ・ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - ・ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
- 市は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更するものとする。
- 市は、市いじめ防止基本方針の策定又は変更に当たっては、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例（平成31年旭川市条例第8号。以下「協議会等条例」という。）第2条に規定する旭川市いじめ防止等連絡協議会の意見を聴かなければならない。
- 市は、市いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(2) 学校いじめ防止基本方針

- 市立学校は、市いじめ防止基本方針を踏まえ、当該学校の実情に応じたいじめの防止等のための対策の基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとし、必要に応じて見直しを行い、変更するものとする。
- 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

5 いじめの防止等のための施策

(1) 相談体制等の整備

- 市は、いじめの防止等のため、児童生徒、保護者、市民等が安心して、相談、通報等を行うことができる体制を整備する。
- 市は、いじめの防止等のため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等と連携し、迅速かつ適切に対応ができるよう組織体制を強化する。
- 市は、市立学校におけるいじめの防止等のため、人材の確保その他必要な措置に努める。

(2) いじめを受けた児童生徒の支援等

- 市は、いじめを受けた児童生徒の生命と尊厳を守るため、当該児童生徒とその保護者に寄り添い、いじめの早期解決に向けた必要な支援を行う。
- 市は、いじめの防止等のため、市立学校に対し、関係機関等と連携し、必要な支援及び協力を行う。
- 市は、児童生徒の継続的な支援や配慮のために必要と認めるときは、当該児童生徒に関する情報を適切に共有することができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

(3) 是正勧告等

- 市長は、相談、通報等を受けたいじめ（いじめの疑いがあると認めるものを含む。）について、その事実確認及び問題解決を図るために必要な調査、調整等を行うことができる。
- 市長は、調査、調整等の結果、必要と認めるときは、市立学校その他関係者に対し、いじめを受けた児童生徒を救済するために必要な措置を講ずるよう是正勧告を行うことができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該是正勧告について旭川市子ども・子育て審議会等の意見を聴かなければならない。
- 市長は、是正勧告を行ったときは、当該市立学校その他関係者に対し、当該是正勧告に係る対応状況について報告を求めるものとする。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処

- 市立学校は、在籍する児童生徒に法第28条第1項に規定する重大事態が発生したときは、当該重大事態が発生した旨を、直ちに教育委員会を経由して市長に報告しなければならない。
- 市は、市立学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した場合において、当該市立学校が重大事態への適切な対処を行うことができるようにするため、必要な支援を行うものとする。
- 教育委員会は、重大事態の発生に係る報告を受けた場合において、必要と認めるときは、法第28条第1項の規定に基づき、協議会等条例第10条に規定する旭川市いじめ防止等対策委員会に速やかに調査させるものとする。
- 教育委員会は、法第28条第1項に規定する調査の結果について報告を受けたときは、直ちにその結果を市長に報告するものとする。

(2) 再調査の実施

- 市長は、法第30条第1項の規定により報告を受けた重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定により、法第28条第1項に規定する調査の結果について、協議会等条例第16条に規定する旭川市いじめ問題再調査委員会において調査するものとする。
- 市長は、旭川市いじめ問題再調査委員会における調査の結果について報告を受けたときは、直ちに教育委員会にその結果を報告するとともに、法第30条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものとする。

(3) 再発防止のための措置

- 市は、法第28条第1項に規定する調査又は旭川市いじめ問題再調査委員会における調査の結果について報告を受けたときは、当該報告に係る調査事案への対処及び当該調査事案と同種の事案の再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

7 補則

(1) 個人情報の取扱い

- 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはならない。
- いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由無く、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(2) 市立学校以外の学校への協力要請等

- 市は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対し、市のいじめの防止等の施策について協力を求めることができる。
- 市は、市立学校以外の学校に在籍する児童生徒等について、市にいじめに関する相談等があった場合は、当該学校の設置者又はその設置する学校に速やかに情報を提供するとともに、当該学校と連携し、必要な支援を行うものとする。